

## USTR、2018年外国貿易障壁報告書を発表

2018年4月5日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国通商代表部（USTR）は3月30日、2018年外国貿易障壁報告書「National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers」<sup>1</sup>を発表した。

報告書は世界中の貿易障壁を対象にするものの、中国により焦点を当てているとしており、貿易障壁となるものとして以下を挙げている。

### ①産業政策

技術移転、産業政策プラットフォーム「Made in China 2025」、先住民のイノベーション、投資制限、情報通信技術政策、補助金、過剰生産能力、輸出規制、付加価値税還付及び関連政策、再生品輸入禁止、回収可能製品輸入禁止、標準、政府調達、貿易救済

### ②知的財産権

営業秘密、悪意の商標登録、医薬品、オンライン侵害、模造品

### ③サービス

### ④電子取引

### ⑤農業

### ⑥透明性

### ⑦法的枠組

特に、中国政府が産業系または技術系の国内企業を守るために使う政策（産業政策プラットフォーム「Made in China 2025」で記される強制技術移転など）を非難しており、その中で、「中国での事業実施を計画する外国企業から、機密性の高い知的財産とビジネス情報が、一連の投資制限を用いて中国企業により事業実施条件として抽出されている」などとしている。

---

<sup>1</sup> 外国貿易障壁報告書

<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20National%20Trade%20Estimate%20Report.pdf>

なお、日本の知的財産権保護に対しては、デジタル環境での著作権侵害を防ぐ方法の採用を通じた著作権侵害率の引き下げ等は求められているが、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）に関する言及はない。

（以上）